

産業交流展出展規約

(一般出展者向け)

この出展規約（以下、「本規約」といいます。）は、産業交流展実行委員会（以下、「主催者」といいます。）が主催する産業交流展（以下「本展示会」といいます。）の出展条件を定めるものです。出展者の皆さま（以下、「出展者」といいます。）には、本規約に従って、本展示会へご出展いただきます。なお、本規約にある「事務局」とは、産業交流展運営事務局を指します。

1.基本条件

- (1) 出展者は、申込フォームに入力した内容を展示するものとします。
- (2) 主催者は、申込フォームの入力内容が本展示会の趣旨に合致しない場合には、申込者に対し、出展をお断りする場合があります。
- (3) 出展者は、申込フォームに入力した内容のうち、企業の概要、出展する製品、技術等に関する内容などについて主催者がパンフレット、ホームページ等に掲載することに同意するものとします。
- (4) 出展者は、主催者が会期中および会期後に実施する各種アンケートを必ず提出するものとします。
- (5) 出展者は、出展に必要な条件を申込時点で満たしているものとします。

2.契約の成立・出展料の請求等

- (1) 主催者が出展申込を受け付け、出展審査を経て、出展承諾通知を発送（電子的通知または郵送による）し、(2)から(5)までの規定に基づき出展者が出展料を納付した時点をもって出展契約の成立とします。
- (2) 出展を承認した場合、主催者より請求書を発行します。共同出展の場合は、主となる企業・団体に出品料を請求します。
- (3) 出品料は、小規模企業者・個人事業主は 1 小間あたり、55,000 円（税込）とし、中小企業者（小規模企業者は除く）は 1 小間あたり、77,000 円（税込）とします。
- (4) 出展者は、出品料の請求書発行から原則 1 週間以内に指定の口座に全額振り込むものとします。
- (5) 振込手数料は、出展者が負担することとします。
- (6) 請求書発行から 1 週間以内に出品料のお支払いが確認できない場合、出展申込を取り消すことがあります。

3.出展契約成立後の取消し

- (1) 出展契約成立後の出展の取消し又は変更は原則として認めないこととします。
- (2) 申込者の都合により、出展の取消し又は変更があった場合には、申込者はその旨を主催者宛に書面により通知してください。なお、出展の取消しの場合には、納付された出展料をキャンセル料として、申し受けますのであらかじめご了承ください。
- (3) 主催者は、出展契約成立後であっても、出展者(その代表者その他の関係者を含みます。)に以下の事項があると認めたときは、その内容に応じ、出展を取り消すことができるものとします。この場合においても、出展料は返金いたしません。
 - 1)出展申込の内容や方法に虚偽又は不正があると判明したとき。
 - 2)出展者が本規約に違反する、又は違反するおそれがあると判明したとき。
 - 3)国、自治体その他の公的な機関による支援について、出展者が不正その他の理由により当該支援の取消し、停止等の処分を受け、又は受けるおそれがあると判明したとき。
 - 4)主催者からの連絡に対し、一定期間返答がないとき。
 - 5)上記のほか、本展示会の運営に著しい支障があると主催者が認めたとき。
- (4) 主催者は、本条に基づき主催者が行った行為により出展者に生じた損害について、一切の責任を負いません。また、出展の取消し又は変更により主催者に損害が生じた場合、出展者はその損害を賠償するものとします。

4.禁止事項

円滑な運営を行うため、出展者は以下の事項および主催者が故意な運営妨害ととらえる行為を禁止いたします。

- 1)法令または公序良俗に違反する行為
- 2)犯罪行為に関連する行為
- 3)本展示会の内容等、本展示会に含まれる著作権、商標権ほか知的財産権等を侵害する行為
- 4)小間の全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換、又は譲渡する行為
- 5)主催者が許可する場合を除き、現金と引き換えに展示物又はその他の物品を販売する行為
- 6)不正な目的を持って他の出展者に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- 7)不正な目的を持って本展示会に出展する行為
- 8)他の出展者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- 9)他の出展者に成りすます行為
- 10)主催者が許諾しない本展示会上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- 11)本展示会に関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- 12)連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など本展示会として適切でない行為と判断する行為
- 13)その他、主催者が不適切と判断する行為

5.小間位置の決定

- (1) 小間位置は抽選によって決定します。
- (2) 展示効果の向上のため、主催者で会場レイアウトの変更、小間の再配置を行うことがあります。
- (3) (2) により小間位置を変更した場合においても、出展者は小間位置の変更に対する賠償請求は行えないものとします。

6.共同出展の取扱い

- (1) 2社以上の企業・団体等が共同で出展する場合、1社が代表して申し込んだ後、各共同出展者は共同出展に係る手続きを行うものとします。
- (2) 主催者に申請なく、又は、主催者に通知した共同出展者と異なる企業が出展していることが認められた場合、出展を中止していただきます。

7.展示物等の設置及び撤去

- (1) 出展者は、後日事務局より通知される時間内に展示物などの会場への搬入及び設置を行うものとします。
- (2) 出展者は、小間内の展示物の設置を会期初日の午前9時30分までに完了させるものとします。
- (3) 出展者が(2)の時刻までに自社の小間を占有しない場合は、出展を放棄したものとみなし当該小間を主催者が使用できるものとします。
- (4) 出展を放棄した出展者の支払った出展料は、全額キャンセル料として申し受けます。
- (5) 出展者は会期中に展示物等を搬出、移動及び搬入する場合、必ず主催者の承認を得た後に作業を行うものとします。
- (6) 出展者は小間内の展示物、装飾品等を後日事務局より通知される時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、主催者が撤去します。撤去に要する費用は出展者の負担とし、後日主催者が出展者に費用を請求します。この場合において、出展者は、請求があった日から1週間以内に費用を支払うものとします。
- (7) 主催者は、主催者が行った撤去により出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

8.展示場の使用

- (1) 会場内での裸火の使用や消防法令における危険物の持込、リチウムイオン電池を用いた機器の実演(ドローンなど)は禁止します。ただし、所轄消防庁が展示物の実演のためにやむを得ないと認めた場合においては、禁止行為の解除申請を行うことができますので、事前に事務局にご相談ください。
- (2) 実演または他の営業・宣伝活動は、すべて自社小間内で行うものとします。

- (3) 出展者は、実演又は宣伝活動のため他の出展者の営業活動を妨害することがないように責任を持つものとします。
- (4) 出展者は、隣接する出展者の営業活動の妨げとなるような小間装飾を行うことはできません。
- (5) 主催者は、出展者の実演や衣装、営業・宣伝活動等が展示会運営上不適切と判断した場合、当該出展者に改善を求めることができるものとします。当該出展者は、その求めに応じるものとします。
- (6) 主催者は、騒音、振動、臭気、実演方法、衣装、使用する材料など展示会運営に支障をきたす恐れのある実演や本展示会の目的に合致しない展示物の展示等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (7) 主催者は、展示会の円滑な運営に支障をきたす恐れのある言動、衣装、印刷物、動画等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (8) 主催者は、(6) 及び (7) による制限、禁止又は撤去により当該出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

9.立ち入り点検

主催者またはその代理人は、会場における保全・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、あらかじめ出展者に通知したうえで出展スペース内に立ち入り、これを点検し適宜の措置を取ることができます。この場合、出展者は主催者の措置に協力するものとします。なお、緊急に対応を必要とする場合には、主催者の事後の報告をもって足りるものとします。

10.主催者の管理と免責

- (1) 主催者は、会場の安全管理について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払うものとしますが、展示物の管理及び保全については、各出展者の責任のもと行うものとします。
- (2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情及び主催者に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害（盗難、紛失、火災、損傷等）について、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 出展者による他の出展者や来場者との商談は、当事者間の責任で行うものとし、主催者は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 主催者がパンフレット、ホームページ等への掲載により行う広報活動等において出展者に損害が生じた場合について、主催者は一切の責任を負わないこととします。
- (5) 主催者はやむを得ない事由がある場合、出展者を募集する際に公開した情報の一部を変更する場合があります。また、提供する予定であった標準装飾その他の提供物及びサービスの全部又は一部を変更し、又は提供しないことがあります。その場合でも主催者は一切の責任を負わないこととします。

(6) 主催者は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、出展者に事前に通知することなく、ホームページ等でのサービスの提供を全部または一部停止もしくは中断することができるものとします。その場合でも主催者は一切の責任を負わないこととします。

- 1)本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
- 2)地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- 3)コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
- 4)その他、主催者が本サービスの提供が困難と判断した場合

11.損害賠償

出展者は、自己又はその代理人の不注意、その他によって生じた会場設備もしくは展示会の建造物又は人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

12.展示会の中止等

- (1) 主催者は、天災、感染症の大規模流行、急激な経済社会情勢の変化、政府・行政および公的団体等による規制または要請、展示会が開催される土地建物が入場に不相当となった場合、その他不可抗力等の原因により会期を変更又は開催を中止することがあります。
- (2) 主催者は、(1)により生じた損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 主催者は、(1)の事由により展示会の開催を会期前に中止した場合、出展者がすでに支払った出展料を返金するものとします。ただし、会期初日の2日前以降に(1)の事由により中止になった場合は返金しないものとします。

13.反社会的勢力の排除

(1) 出展者は、当該出展者またはその代理人もしくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③出展者もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 主催者は、出展者が、前項の確約に反して、当該出展者または当該出展者の代理人もしくは媒介する者が、暴力団員等あるいは前項各号に一つでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、出展を取り消すことができるものとします。

(3) 主催者は、出展者が出展に関連して、第三者と下請または委託契約等（以下、「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者または代理もしくは媒介する者が暴力団員等あるいは前項各号に一つでも該当することが判明した場合、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができるものとします。

(4) 主催者は、出展者が、関連契約を締結した当事者に対し前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、出展を取り消すことができるものとします。

14.規約の遵守

出展者は、出展の申込をもって、主催者が定める展示会の実施に係る規約を遵守することに同意するものとします。

15.管轄裁判所

本出展契約から生ずる紛争について訴訟を行う場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。この場合、規程および日本の法規に従うものとします。

<中小企業の定義>

- 1.製造業、建設業、運輸業、その他の業種（以下の業種を除く） 資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下
- 2.卸売業 資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下
- 3.サービス業 資本金 5000 万円以下又は従業員 100 人以下
- 4.小売業 資本金 5000 万円以下又は従業員 50 人以下
- 5.ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） 資本金 3 億円以下又は従業員 900 人以下
- 6.ソフトウェア業又は情報処理サービス業 資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下
- 7.企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等

※上記に該当する中小企業者でも、以下のいずれかに該当する場合（みなし大企業）は対象に含みません。

- 1.一つの大企業（中小企業者以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の 1/2 以上を単独に所有又は出資している場合

- 2.複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の 2/3 以上を所有又は出資している場合
 - 3.役員の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ※屋号を持っている個人は、小規模企業者とみなします。

<個人情報保護方針>

産業交流展実行委員会では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施いたします。

1.個人情報の保護に関する法令等の遵守

産業交流展の実施にかかる個人情報の取り扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守いたします。

2.産業交流展実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び委員会以外の者への提供は、今後の産業交流展開催に係わる案内や、産業交流展主催団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

3.個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組みます。また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じます。

4.その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示または利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は遅滞なく対応します。また、実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図ります。